

生産者の皆さまへ

令和8年産米共同計算開示について

① 共同計算の実施単位

銘 柄 等	区 分
うるち米	品種毎、等級毎で実施
もち米	品種毎、等級毎で実施
酒造好適米	品種毎、等級毎で実施

② 加算の実施

【特別栽培米奨励】

単位：円 / 俵（税込）

精算 項目	品種	品質	[支払時期：令和9年2月]		支払い基準
			出荷米奨励金 1等		
共同計算	みずかがみ	プレミアム88	*	1200	グリーン近江統一版「特別栽培米ガイドライン」による栽培、及び地域部会の特色ある取り組み（JA米）であることが確認されかつ以下の等級及び数量が対象です。 【地場：特別栽培米の1等が対象】 【施設：特別栽培米の売渡数量が対象】
		セレクト	*	600	
		特別栽培米	*	250	
	コシヒカリ 秋の詩	特別栽培米	*	200	

※上記*印は消費税軽減税率対象（8％）です。

【早期販売契約】

単位：円 / 俵（税込）

精算項目	品種	品質	[支払時期：令和9年2月]		支払い基準
			出荷契約加算		
別途契約	みずかがみ コシヒカリ キヌヒカリ 秋の詩	★ JA米	別途締結する「早期販売契約数量」に対する出荷実績に対して支払い 早期出荷契約数対比 1%～90%：300円 91%～110%：500円 ＊		出荷契約数量の内90%以上の数量に対して別途「早期販売契約」を締結し、該当品種で農産物検査1～3等に格付けされたものが対象（水田活用米穀を除く） 【地場：JA米の1～3等が対象】 【施設：売渡数量が対象】 ・早期販売契約数量に出荷実績が満たない場合は違約措置として未達数量に対して補填金を徴求

【きらみずき取組奨励】

単位：円 / 俵（税込）

精算項目	品種	品質	[支払時期：令和9年2月]		精 算 内 容
			取組奨励		
早期精算	きらみずき	滋賀県指定栽培基準以上	＊ 500		概算金＋各奨励 ＋精算金

※上記*印は消費税軽減税率対象（8％）です。

- JA加算(324円/俵)は概算金に含む。※JA米以外は概算金より(▲324円/俵)

③ 共同計算 支出項目

項目	内 容
概算金金利	概算金の金利
流通・保管経費	流通保管に係わる経費
生産・集荷・販売経費	生産・集荷・販売に係る経費
需給調整経費	その他の経費(需給調整、米穀周年供給・需要確保支援事業拠出金)
その他の経費	県産米推進協議会等経費、監査委員会費用、集荷・販売対策費等・精算調整預り金
検査費用	農産物検査費用
手数料	全農・JA手数料

※令和8年産の(経費)支出の上限見込み 5,662円/60Kg(税込)

④ その他

- ・共同計算での具体的手法については、米穀共同計算委員会にて審議を行い決定致します。